

青少年の皆さんのやる気を応援します！

青少年の主体的な活動支援事業

様々な地域活動などを行う青少年団体、青少年を応援する青少年育成団体・支援団体の活動を助成します。

1 青少年地域活動チャレンジ支援事業 2 青少年育成ネットワークモデル支援事業（あわせて6団体）

1 青少年地域活動チャレンジ支援事業

(1) 対象団体 青少年のグループ、またはその活動を支援する団体

(2) 対象となる活動（①、②については、学校等の教育活動として行われるものは対象外。）

- ① 青少年自身が自主的に企画・運営する青少年育成活動や地域活動、研修会等。
（例 地区の高校生による中学生対象の学校説明会を開くなど）
- ② 青少年の主体的な活動を支援する支援者の体制づくりに関わる地域活動、研修会等。
（例 キャンプ開催のための支援者向け講習会を開くなど）
- ③ 青少年自身が地域の子どもや、高齢者、住民の居場所づくりやコミュニティづくり等に関わる活動
またはそれを支援する地域活動等。（例 高校生が地域の高齢者との触れあいの会を企画・実施するなど）
- ④ 電子メディアとの付き合い方等に関わる活動またはそれを支援する地域活動等。
（例 大学生が、メディアの有用性やメディアとのつきあい方を討論する討論会を開くなど）

※前年度に本会から助成を受けたグループについては、内容に発展性があるものに限る。



2 青少年育成ネットワークモデル支援事業

(1) 対象団体 青少年団体、またはその活動を支援する団体

(2) 対象となる活動（※学校の教育活動として行われるものは対象外。）

- ① 他の青少年団体や青少年育成団体、地域住民、機関・団体、企業等とのネットワークづくりやネットワークを生かしたイベント、フォーラム、会議、研修会等の活動。

※前年度に本会から助成を受けたグループについては、内容に発展性があるものに限る。



3 補助金の交付額及び対象経費

(1) 補助率：定額 (2) 補助額：1団体につき上限8万円

※補助金交付申請額が5万円に満たないものは対象外。

(3) 対象経費：謝金、旅費、消耗品費、通信費、印刷製本費、使用料等。※食糧費（食事代等）については対象外。



4 助成までの流れ

(1) 申請書を取り寄せる

○各青少年育成市町村民会議または青少年育成島根県民会議に連絡

○青少年育成島根県民会議のホームページからダウンロード

(2) 申請書を提出する

○締切：令和4年7月15日（金）

※提出先 各青少年育成市町村民会議（各市町村民会議経由）

(3) 青少年育成島根県民会議で審査

○申込書の申請内容を審査のうえ助成団体を決定（1・2あわせて6団体程度）

○助成決定（5万円以上8万円以内）



県民会議 HP
QRコード

まずは県民会議の
HPを見てね!!



お問い合わせ先



青少年育成島根県民会議

子ども・若者 自分のでのびていけ“心豊かに たくましく”～地域みんなが応援隊～

TEL (0852) 22-6524 FAX (0852) 22-6045

HP <https://www.shimane-youth.gr.jp>



県民会議キャラクター
ハビネス